

日医発第263号（保49）
平成29年6月8日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉義武

検査料の点数の取扱いについて

平成29年5月17日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会において新たな臨床検査（E3 3件）を保険適用することが了承され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知が示され、平成29年6月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌8月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて
（平29.5.31 保医発0531第3号 厚生労働省保険局医療課長）
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

新たに保険適用が認められた検査

平成 29 年 5 月 31 日 保医発 0531 第 3 号（平成 29 年 6 月 1 日適用）

No. 1

測定項目	カルプロテクチン（糞便）
販売名	カルプロテクチン モチダ （三洋化成工業株式会社）
区分	E3（新項目）
測定方法	酵素免疫測定法（ELISA 法）
主な測定目的	糞便中のカルプロテクチンの測定 （潰瘍性大腸炎の病態把握の補助）
準用点数	D014 自己抗体検査 27 抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体（MPO-ANCA） 276 点
関連する留意事項の改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 3 号）の別添 1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第 2 章（特掲診療料）を以下のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D014 自己抗体検査 (1)～(17) (略) <u>(18) カルプロテクチン（糞便）</u> <u>ア カルプロテクチン（糞便）は、区分番号「D014」自己抗体検査の「27」抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体（MPO-ANCA）の所定点数に準じて算定する。</u> <u>イ 本検査は、潰瘍性大腸炎の患者に対して、病態把握を目的として、ELISA 法により測定した場合に、3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を3月に2回以上行う場合（1月に1回に限る。）には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> <u>ウ 本検査及び区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</u> (19)～(27) (略)

No. 2

測定項目	ROS1 融合遺伝子
販売名	OncoGuide AmoyDx ROS1 融合遺伝子検出キット (株式会社理研ジェネシス)
区分	E3 (新項目)
測定方法	Reverse Transcription PCR 法
主な測定目的	癌組織又は細胞診検体から抽出したRNA中のROS1融合遺伝子mRNAの検出測定 (クリゾチニブの非小細胞肺癌患者への適応を判定するための補助に用いる)
準用点数	D004-2 悪性腫瘍組織検査 1 悪性腫瘍遺伝子検査 イ EGFR 遺伝子検査 (リアルタイムPCR 法) 2,500 点
関連する 留意事項の 改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 3 号)の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項)の第 2 章 (特掲診療料)を以下のように改める。(変更箇所下線部)</p> <p>第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1)~(3) (略)</p> <p><u>(4) ROS1融合遺伝子</u> <u>ア ROS1融合遺伝子は、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法)の所定点数に準じて算定する。</u> <u>イ 本検査は、肺癌の腫瘍細胞を検体とし、肺癌の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。</u> <u>ウ 本検査、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査又は区分番号「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</u> <u>エ 本検査を算定するに当たっては、その目的、結果及び選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p>

測定項目	細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出
販売名	①Verigene 血液培養グラム陽性菌・薬剤耐性核酸テスト(BC-GP) ②Verigene 血液培養グラム陰性菌・薬剤耐性核酸テスト(BC-GN) (株式会社日立ハイテクノロジーズ)
区分	E3(新項目)
測定方法	マイクロアレイ法
主な測定目的	①血液培養陽性となった培養液中のグラム陽性菌 (Staphylococcus属、Staphylococcus aureus、Staphylococcus epidermidis、Staphylococcus lugdunensis、Streptococcus属、Streptococcus pneumoniae、Streptococcus pyogenes、Streptococcus agalactiae、Streptococcus anginosus Group、Enterococcus faecalis、Enterococcus faecium、Listeria属) の核酸同定及び薬剤耐性遺伝子 (mecA、vanA、vanB) の検出 (病原性細菌及び薬剤耐性菌感染の診断補助) ②血液培養陽性となった培養液中のグラム陰性菌 (Acinetobacter属、Citrobacter属、Enterobacter属、Proteus属、Escherichia coli、Klebsiella pneumoniae/Klebsiella variicola、Klebsiella oxytoca、Pseudomonas aeruginosa、Serratia marcescens) の核酸同定及び薬剤耐性遺伝子 (CTX-M、KPC、NDM、VIM、IMP、OXA) の検出 (病原性細菌及び薬剤耐性菌感染の診断補助)
準用点数	D023 微生物核酸同定・定量検査 12 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出 850 点 D023 微生物核酸同定・定量検査 12 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出 850 点
関連する留意事項の改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日保医発0304第3号)の別添1(医科診療報酬点数表に関する事項)の第2章(特掲診療料)を以下のように改める。(変更箇所下線部) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)~(18) (略) <u>(19) 細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出</u> <u>ア 細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出及び結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出の所定点数を合算した点数を準用して算定する。</u> <u>イ 本検査は、区分番号「A234-2」感染防止対策加算1又は2の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関において、敗血症が疑われる患者に対して、細菌核酸及び関連する薬剤耐性遺伝子をマイクロアレイ法により同時測定した場合に、当該疾患に対する一連の治療につき1回に限り算定できる。なお本検査を行う場合には、関連学会が定める実施指針を遵守すること。</u> <u>ウ 本検査と区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査「1」の細菌核酸検出(白血球)(1菌種当たり)、「10」のブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出又は区分番号「D023-2」その他の微生物学的検査「1」の黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2'(PBP2')定性を併せて測定した場合には、主たるもののみ算定する。</u> <u>エ 本検査を実施した場合には、敗血症を疑う根拠として、関連学会が定める敗血症診断基準の該当項目を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> (20)~(22) (略)